

飲食店感染予防型店舗 リフォーム促進事業補助金

市内の飲食店における、新型コロナウイルス感染症対策のためのリフォームに必要な費用の一部を補助します。

■対象者

市内で飲食店を運営する事業者で、市内に本店・本社を有する中小企業または市内に住所を有する個人事業主。

■補助率 店舗リフォームに要した経費の10分の10(100%)以内

■補助金額 5万円まで(上限)

■対象となる経費

4月1日以降に実施した感染予防対策経費のうち、設備・備品の購入費および店舗改装工事費(飛沫感染防止アクリルパネル、パーテーション、CO₂センサー、換気設備等)

■留意事項

- ・店舗リフォームの実施後(工事費用の支払い後)の申請とします。
- ・「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証取得に要した経費の一部を支援する宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金と併用できます。

■申請期間

10月11日(月)から

※予算の上限に達し次第終了します。

■申請方法

市公式サイトに掲載されている申請様式により、原則郵送で申請してください。

申・問産業戦略課 商工労働係 ☎ 22-3436

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の 支給適用期間を本年12月31日まで延長します

国民健康保険または後期高齢者医療に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のために仕事を休み、給与等の全部または一部を受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給しています。今回、支給適用期間を本年12月31日まで延長します。

■対象者は、以下の4つの要件をすべて満たす方となります。

- ①気仙沼市の国民健康保険または宮城県の後期高齢者医療制度に加入していること
 - ②被用者であること(給与等の支払いを受けている方であること)
 - ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため休業した期間が連続して4日以上あること
 - ④療養のため休業した期間について、給与等(休業手当を含みます。)の支払いがないことまたは給与等の支払いがあっても、その給与等の額が傷病手当金の支給額の計算方法により算出される支給額よりも少ないこと
- ※支給期間の要件や、事業主の証明、医師の意見書など必要な書類がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

申・問

国民健康保険に関すること

保険年金課 医療給付係 ☎ 22-6600 内線 376

後期高齢者医療に関すること

保険年金課 保険係 ☎ 22-6600 内線 378

住宅リフォーム促進事業補助金

市民の居住環境の向上のため、市内の施工業者による住宅リフォーム工事に対して、必要な費用の一部を補助します。

■募集期間

10月11日(月)から

※募集件数は150件、予算の上限に達し次第終了します。

■補助額 一律10万円

■対象者

- ・市内に住所を有し、市税等の滞納がない方。
- ・来年3月31日までに事業が完了できる方。(工事代金の支払いが完了)

■対象となる住宅

- ・対象者が所有している市内にある住宅(借家、共同住宅などは対象外)
- ・本人または2親等以内の親族が居住し、リフォーム後も継続して居住する住宅
- ・過去にこの補助金または他の補助金を受けて、建築・改修等を行っていない住宅

■対象となる工事

- ・建築確認を伴わないリフォーム(新築・増築、大規模工事等でないこと)

- ・市内に本店を有する建築業者などが施工するリフォーム
- ・事業費総額が30万円以上(対象外経費・消費税等を含まない)のリフォーム
- ・居住環境の向上と衛生面の改善を目的としたリフォーム

■対象となる経費

屋根や外壁工事、内部の壁・床の張り替え、水回りのリフォームなど
※解体・撤去のみの工事や外構工事、家電などの購入は対象になりません。

■申請方法

- ・原則郵送で申請してください。
- ・申請に必要な書類や手続きは市公式サイトにてご確認ください。
- ・工事の内容などによって補助対象とならないケースがありますので、不明な点はお問い合わせください。
- ・原則として、リフォーム工事に着工する前の申請が必要ですが、4月1日以降に契約・着工した工事も対象とします。

申・問産業戦略課 商工労働係 ☎ 22-3436

空き店舗活用促進事業補助金

東日本大震災後の復旧・復興事業で整備または再建をした商業施設内に生じている空き区画の活用を図るため、その施設に新たに店舗（飲食業、小売業）を開設する事業者に対して開設などに要する費用の一部を補助します。

■対象者

市内に本社・本店を有する中小企業者または市内に住所を有する個人事業主で、東日本大震災後の復旧・復興事業で整備または再建した商業施設内の空き区画を活用して、4月以降に店舗（飲食業、小売業）を開設した事業者（市内での移転を除く）。

■補助金額

新たに開設した店舗に要する家賃月額額の6倍に相当する額

※上限 120万円

■対象となる経費

店舗開設等に必要の費用

■留意事項

国の事業再構築補助金の交付を受けた事業者、または市のチャレンジオーナー支援事業費補助金の活用事業者は対象外となります。

■申請期間

10月1日（金）から

■申請方法

市公式サイトに掲載されている申請様式により、原則郵送で申請してください。

■ 問 産業戦略課 商工労働係 ☎ 22-3436

市税等の口座振替は簡単で便利な「ペイジー口座振替受付サービス」をご利用ください

従来の口座振替依頼書に記入・押印し、口座振替を申し込む方法（金融機関のみでの対応）に加えて、キャッシュカードを利用した「ペイジー口座振替受付サービス」を本年10月から開始します。

「ペイジー口座振替受付サービス」とは、口座届出印が不要で、キャッシュカードがあれば簡単に口座振替の手続きができるサービスです。ぜひこの機会に安心して安全、便利な口座振替をお申し込みください。

■受付場所

市収納対策課・保険年金課の各窓口

※金融機関では、ペイジー口座振替受付サービスはご利用できません。

■用意いただくもの

・対象金融機関のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です。）

・納税（付）通知書

※このサービスで申し込みができる市税等の種類や対象金融機関など、詳しくはお問い合わせください。

■問 収納対策課

☎ 22-6600 内線 249・251・375

新型コロナウイルス感染症対策

口座振替推進キャンペーンを実施します

キャンペーン期間中に市の税金や水道料金などの口座振替の申し込みを新たにされた方の中から抽選で、気仙沼商品券（500円分）を差し上げます。

口座振替での納付は、納め忘れがなく安心で、現金を持ち歩いて金融機関などに出向く必要もなく便利な納付方法です。

さらに、非対面・非接触により新型コロナウイルス感染症のリスクも軽減され、安全で確実に納付することができます。

口座振替の申し込みは、納税（付）通知書等、預貯金通帳、届出印を持参し、取引金融機関の窓口で手続きをしてください。また、市収納対策課・保険年金課ではキャッシュカードを利用した「ペイジー口座振替受付サービス」での申し込みも可能です（公共下水道受益者負担金、ガス上下水道料金を除く）。

ぜひこの機会に安心、安全で便利な口座振替をお申し込みください。

■実施期間

第1回 令和3年10月1日～12月30日

第2回 令和4年1月4日～3月31日

■対象となる税や料金等

● Aグループ

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所・子ども園保育料、保育所・子ども園給食費、市営墓地清掃料、有機肥料センター使用料、災害援護資金貸付金償還金、公共下水道受益者負担金

● Bグループ

ガス上下水道料金

■ 景品 気仙沼商品券 500円分

■ 当選者数（1回あたり）

A・Bグループの新規申込者から抽選でそれぞれ150人ずつ、合計300人

■ 対象になる方（以下全てに該当する方）

・令和3年度以降に納付する市税や料金等がある納付義務者で、キャンペーン期間中に「Aグループ」のうち1科目以上もしくは、「Bグループ」の口座振替の申し込みを新たにされた方

・市税や各種料金に滞納がない方

※ A・Bグループそれぞれで抽選しますので、両方に当選する場合があります。

※ 口座振替申し込みと同時にキャンペーン対象者となりますので、別途申し込みは不要です。なお、当選者の発表は景品の発送（第1回は令和4年2月頃、第2回は令和4年5月頃）をもって代えさせていただきます。

■ 問 会計課 ☎ 22-3460